

令和2年6月8日

保護者 様

郡山市立郡山第五中学校長 村上 文生

令和2年度の夏季休業日における授業の実施について

保護者の皆様には、生徒の新型コロナウイルス感染症予防対策をはじめ、日頃の教育活動の充実のために御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言を受け、本校においては4月21日（火）から5月24日（日）まで一斉臨時休業としましたが、郡山市教育委員会から、授業時数の不足を補うため、下記のとおり夏季休業中に10日間の授業日を設定するよう通知がありました。

つきましては、生徒の新型コロナウイルス感染症や熱中症の予防対策等に十分配慮しながら教育活動を実施してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 授業日

7月21日（火）から7月31日（金）の土日祝日を除く7日間

8月20日（木）から8月24日（月）の土日祝日を除く3日間 計10日間

2 授業日設定の理由

臨時休業の日数から学校行事等の中止による授業実施分などを差し引き、夏季休業中に10日分の授業を実施することにより、年間を通した総授業時数を確保することができるため。

3 その他

（1）授業日となる10日間は給食を実施します。

（2）総合教育支援センターの適応指導教室「ふれあい学級」の開所日は、7月21日（火）から30日（木）、8月20日（木）、21日（金）、24日（月）の9日間となります。